

奈良県における中小企業の労働事情

令和元年度 奈良県中小企業

労働事情実態調査報告書

令和2年2月

奈良県中小企業団体中央会

は し が き

本報告書は、県内中小企業における労働事情を的確に把握するために、毎年関係組合及び調査対象事業所の皆様のご協力により「中小企業労働事情実態調査」を実施しており、本年度も報告書を取りまとめました。

本報告書が、労働事情の現状把握と労働環境の改善にお役立ていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にご協力いただきました関係組合及び調査対象事業者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後ますますのご発展を祈念いたします。

令和2年2月

奈良県中小企業団体中央会

目 次

I	調査実施の要領	1
II	回答事業所の概要	2
III	調査結果の概要	3
	設問 1) 現在の従業員数について	3
	設問 2) 経営について	4
	設問 3) 従業員の労働時間について	7
	設問 4) 従業員の有給休暇について	8
	設問 5) 新規学卒者の採用について	9
	設問 6) 中途採用について	11
	設問 7) 年 5 日の年次有給休暇の取得（付与）義務について	13
	設問 8) 賃金改定について	15
	設問 9) 労働組合の有無について	17

I. 調査実施の要領

1. 調査の目的

この調査は、奈良県における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会の雇用・労働対策事業の推進に資することを目的とする。

2. 調査機関

奈良県中小企業団体中央会

3. 調査時点

令和元年7月1日

4. 調査の対象

奈良県中小企業団体中央会会員組合所属企業及びその他の企業合計600社で、製造業・建設業・運輸業・情報通信業にあつては従業員300人以下の事業所を、卸売業・サービス業にあつては100人以下、小売業にあつては50人以下の事業所を選定した。

5. 調査の実施方法

奈良県下の事業所を、業種別を選定し、調査票を送付し回答を求めた。調査結果は全国中小企業団体中央会において全国集計し、取りまとめた。

6. 調査の内容

設問1)現在の従業員数について

設問2)経営について

設問3)従業員の労働時間について

設問4)従業員の有給休暇について

設問5)新規学卒者の採用について

設問6)中途採用について

設問7)年5日の年次有給休暇の取得(付与)義務について

設問8)賃金改定について

設問9)労働組合の有無について

II 回答事業所の概要

1 調査票の回収状況

調査対象 600 事業者所のうち、有効回答数は、製造業と非製造業を合わせて 248 事業所で回収率は、41.3%となった。

図表 1 実態調査回収率

	製造業	非製造業	合計
配布数	350	250	600
回答数	161	87	248
回収率	46.0%	34.8%	41.3%

2 回答事業者の内訳

今回の調査では、回答のあった 248 事業者所のうち、製造業が 161 事業所で 65%、非製造業が 87 事業所で 35%だった。従業員規模は「30～99 人」(37.1%)が最も多く、次いで「10～29 人」(27.4%)、「1～9 人」(23.4%)と続き、従業員規模 30 人未満の事業者所は全体の 50.8%を占め、全国平均 67.7%を 16.9 ポイント下回った。

図表 2 平成 31 年度調査の回答事業者の内訳

	事業所数	従業員規模				
		1～9 人	10～29 人	30～99 人	100～300 人	
製造業	食料品	20	3	4	8	5
	繊維工業	19	2	6	9	2
	木材・木製品	12	5	4	3	0
	印刷・同関連	9	2	2	3	2
	窯業・土石	5	1	2	2	0
	化学工業	18	2	4	8	4
	金属、同製品	35	6	10	17	2
	機械器具	10	0	6	2	2
	その他	33	10	11	11	1
	小計	161	31	49	63	18
非製造業	情報通信業	3	2	0	1	0
	運輸業	16	3	4	7	2
	建設業	20	5	8	6	1
	卸・小売業	30	12	2	8	8
	サービス業	18	5	5	7	1
	小計	87	27	19	29	12
合計	248	58	68	92	30	
構成比 (%)	100	23.4	27.4	37.1	12.1	

Ⅲ 調査結果の概要

設問 1) 現在の従業員数について

奈良県の雇用形態別の従業員割合をみると、「正社員」が 72.1%で最も多く、次いで「パートタイマー」(19.7%)、「委託・契約社員」(3.9%)、「派遣」(2.5%)、「その他」(1.9%)と続く。全国平均と比べると、「正社員」は 2.2 ポイント低く、「パートタイマー」は 4.6 ポイント高い。特に、女性のパートタイマー比率が高く、全国と比べ、奈良県女性パートタイマーは 8.8 ポイント上回っている。

昨年度と比較すると、奈良県では「パートタイマー」が 4.5 ポイント増加しており、「正社員」では 0.6 ポイント減少している。「正社員」を男女別でみると男性では 0.2 ポイント減少にしており、女性は 1.1 ポイント減少している。

図表 3 男女雇用形態別の従業員割合 (%)

	正社員	パートタイマー	派遣	委託・契約社員	その他
全国	74.3	15.1	2.5	5.6	2.5
(昨年度)	(74.4)	(15.4)	(2.4)	(5.5)	(2.3)
男性	83.9	6.1	1.9	5.9	2.1
(昨年度)	(84.6)	(5.9)	(1.9)	(5.7)	(2.0)
女性	53.6	34.5	3.9	4.8	3.2
(昨年度)	(53.6)	(35.1)	(3.7)	(4.8)	(2.7)
奈良県	72.1	19.7	2.5	3.9	1.9
(昨年度)	(72.7)	(15.2)	(5.3)	(5.1)	(1.7)
男性	85.6	6.8	2.3	3.7	1.6
(昨年度)	(85.8)	(3.4)	(4.6)	(4.7)	(1.5)
女性	47.2	43.3	3.0	4.2	2.3
(昨年度)	(48.3)	(34.7)	(7.7)	(6.9)	(2.4)

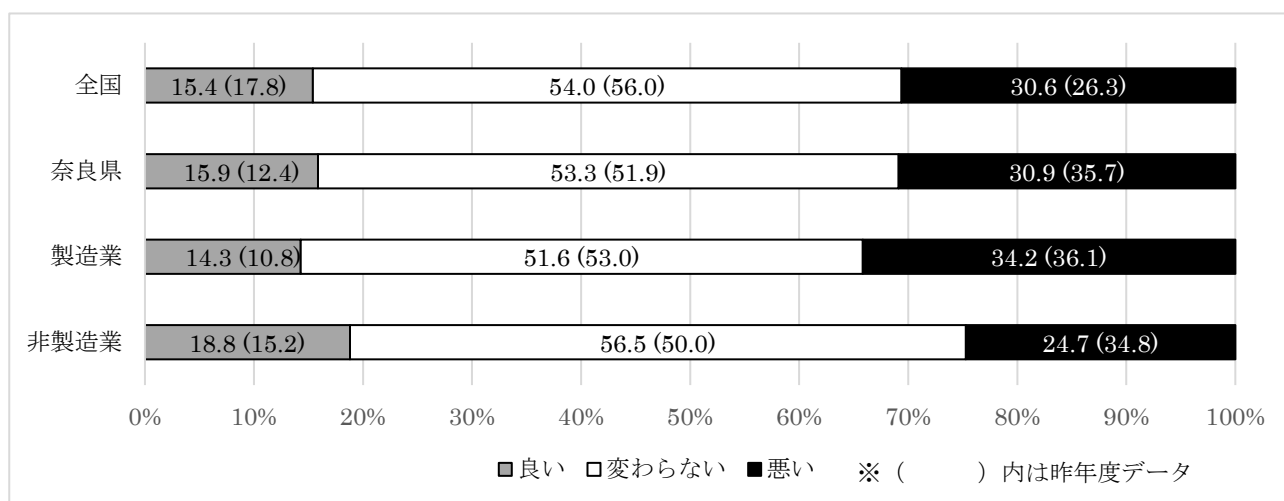
設問 2) 経営について

①現在の経営状況について

現在の経営状況は昨年度調査と比べると「良い」事業所割合は奈良県（15.9%）が全国（15.4%）を0.5ポイント上回っている。昨年度調査と比べても奈良県は経営状況が「良い」事業所は3.5ポイント増加しており、経営状況が「悪い」事業所は4.8ポイント減少している。

業種別に、「良い」事業所割合をみると、非製造業（18.8%）が製造業（14.3%）を上回っている。昨年度調査と比べると経営状況が「良い」事業所は製造業が3.5ポイント増加し、非製造業は3.6ポイント増加しており、経営状況が「悪い」事業所は製造業が1.9ポイント減少し、非製造業もポイント減少している。

図表 4 経営状況と経営方針（%）

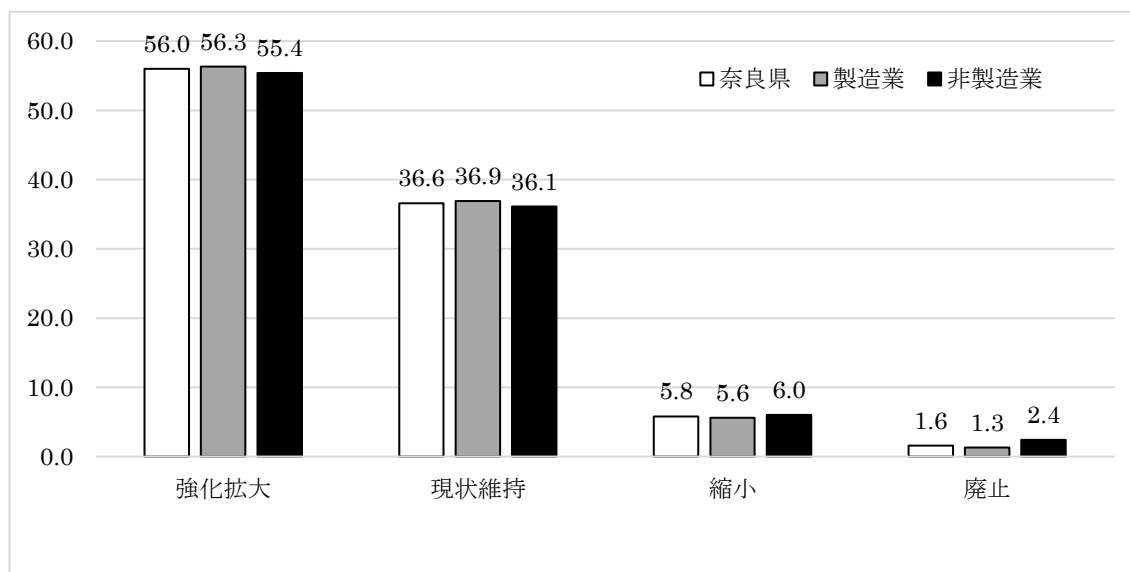


②経営方針について

現在行っている主要な事業について、奈良県は「強化拡大」との回答が56.0%と最も多く、次いで「現状維持」36.6%、「縮小」5.8%、「廃止」1.6%と続いている。

製造業および非製造業においても同順位となっている。

図表 5 経営状況と経営方針（%）



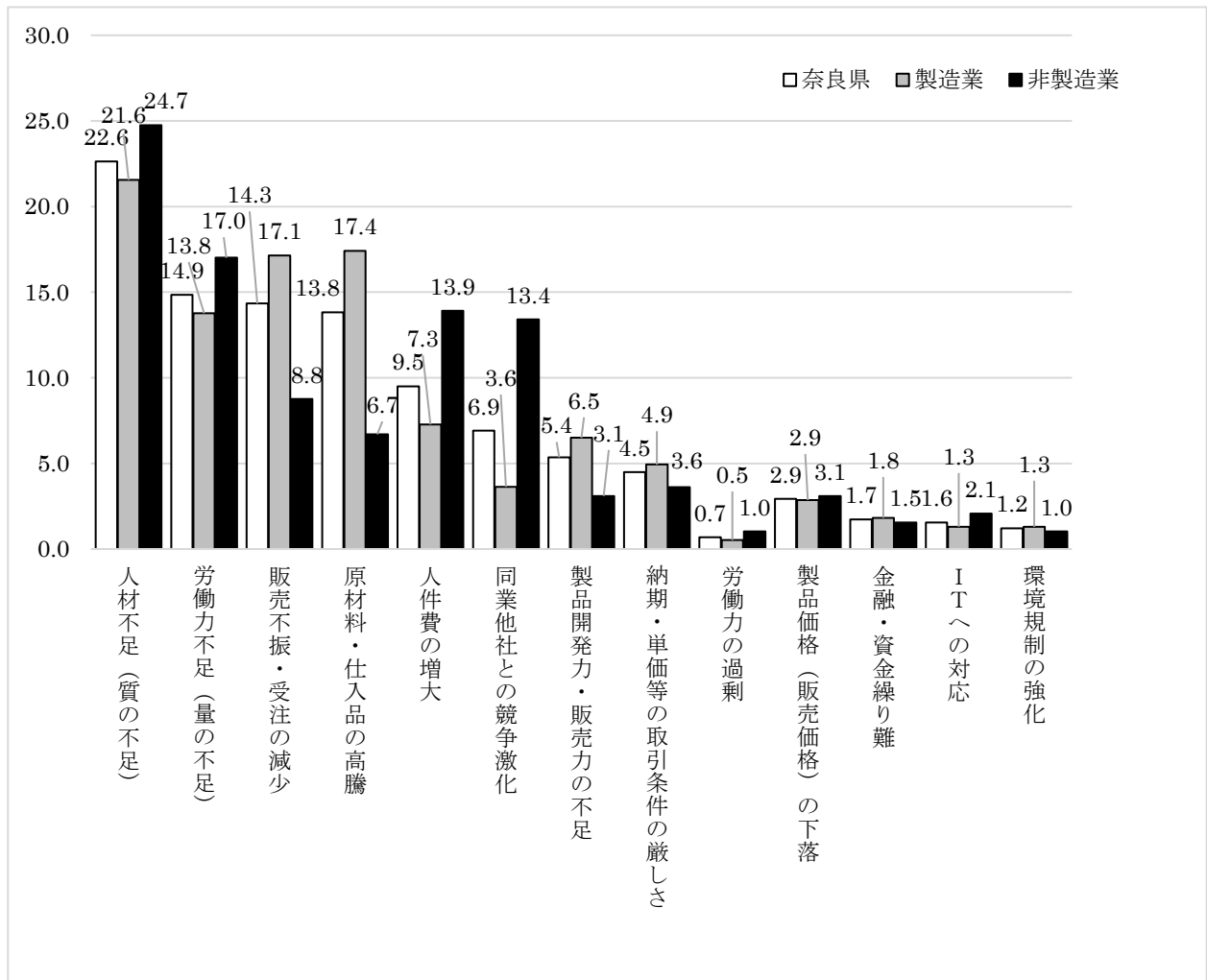
③経営上の障害

経営上の障害については、奈良県では「人材不足（質の不足）」が22.6%で最も多く、次いで「労働力不足（量の不足）」（14.9%）、「販売不振・受注の減少」（14.3%）、「原材料・仕入品の高騰」（13.8%）と続いている。

業種別にみると製造業でも「人材不足（質の不足）」が21.6%で最も多く、次いで「原材料・仕入品の高騰」が17.4%、「販売不振・受注の減少」（17.1%）となっている。

非製造業では「人材不足（質の不足）」が24.7%と最も多く、「労働力不足（量の不足）」が17.0%、「人件費の拡大」が13.9%となっている。

図表6 経営上の障害（%）



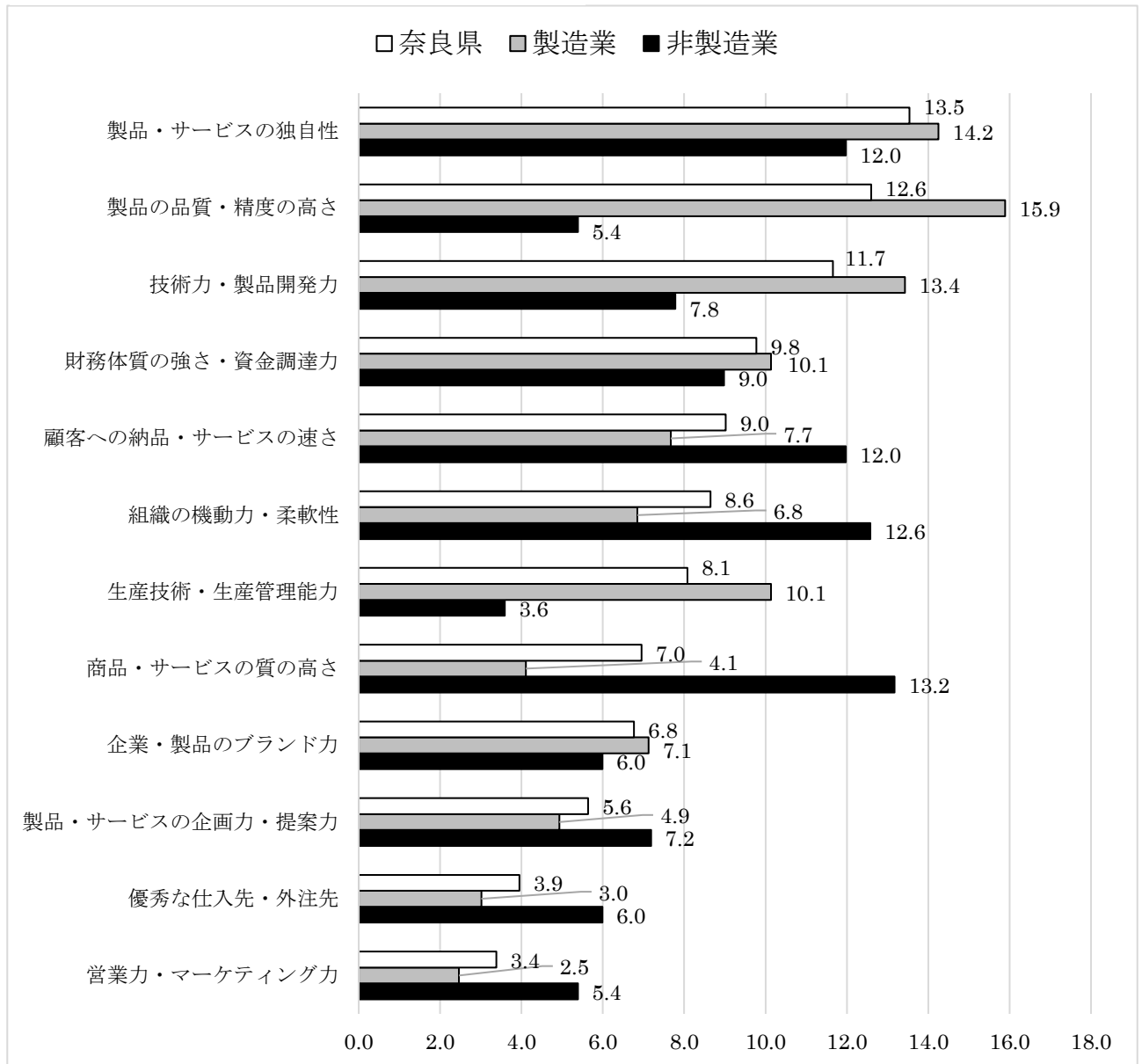
④経営上の強み

経営上の強みについては、奈良県は「製品・サービスの独自性」が13.5%で最も多く、次いで「製品の品質・精度の高さ」(12.6%)、「技術力・製品開発力」(11.7%)、「財務体質の強さ・資金調達力」(9.8%)と続いている。

製造業では、「製品の品質・精度の高さ」が15.9%で最も多く、次いで「製品・サービスの独自性」(14.2%)、「技術力・製品開発力」(13.4%)、「財務体質の強さ・資金調達力」・「生産技術・生産管理能力」(10.1%)と続いている。

非製造業では、「商品・サービスの質の高さ」が13.2%で最も多く、次いで「組織の機動力・柔軟性」(12.6%)、「製品・サービスの独自性」・「顧客への納品・サービスの速さ」(12.0%)が続いている。

図表7 経営上の強み (%)



設問 3) 従業員の労働時間について

①従業員の週所定労働時間

従業員の週所定労働時間については、奈良県は「40 時間」が 50.0%で最も多く、次いで「38 時間超 40 時間未満」(23.3%)、「38 時間以下」(18.8%)、「40 時間超 44 時間以下」(7.9%)と続いている。昨年度調査と比べると「40 時間超 44 時間以下」が 3.1 ポイント減少しており、全国と比べても 2.0 ポイント低くなっている。

製造業では、「40 時間」が 51.3%で最も多く、次いで「38 時間超 40 時間未満」(25.9%)、「38 時間以下」(16.5%)、「40 時間超 44 時間以下」(6.3%)と続いている。昨年度調査と比べると「40 時間超 44 時間以下」が 4.7 ポイント増加している。

非製造業では、「40 時間」が 47.6%で最も多く、次いで「38 時間以下」(23.2%)、「38 時間超 40 時間未満」(18.3%)、「40 時間超 44 時間以下」(11.0%)と続いている。昨年度調査と比べると「38 時間超 40 時間未満」が 6.1 ポイント減少している。

図表 8 従業員の所定労働時間 (%)

	38 時間以下	38 時間超 40 時間未満	40 時間	40 時間超 44 時間以下
全国	14.5	27.0	48.6	9.9
(昨年度)	(13.2)	(27.1)	(49.7)	(10.1)
奈良県	18.8	23.3	50.0	7.9
(昨年度)	(22.0)	(21.3)	(45.7)	(11.0)
製造業	16.5	25.9	51.3	6.3
(昨年度)	(23.2)	(19.5)	(46.3)	(11.0)
非製造業	23.2	18.3	47.6	11.0
(昨年度)	(20.0)	(24.4)	(44.4)	(11.1)

②従業員 1 人当たりの月平均残業時間について

月平均残業時間については、奈良県は「10 時間未満」が 22.3%で最も多く、次いで「10～20 時間未満」(20.6%)、「0 時間」(18.9%)、「20～30 時間未満」(18.1%)と続いている。昨年度調査と比べると「0 時間」が 12.9 ポイント減少しており、全国と比べると「0 時間」が 4.4 ポイント低くなっている。

製造業では、「10 時間未満」が 24.0%で最も多く、次いで「10～20 時間未満」(20.1%)、「20～30 時間未満」(19.5%)、「30～50 時間未満」(18.2%)と続いている。昨年度調査と比べると「0 時間」が 13.2 ポイント減少している。

非製造業では、「0 時間」が 22.6%で最も多く、次いで「10～20 時間未満」(21.4%)、「10 時間未満」(19.0%)、「20～30 時間未満」(15.5%)と続いている。昨年度調査と比べると「10～20 時間未満」が 10.5 ポイント増加している。

図表 9 月平均残業時間 (%)

	0時間	10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～50時間未満	50時間以上
全国	23.3	26.6	22.3	14.9	11.1	1.9
(昨年度)	(24.8)	(25.9)	(22.2)	(14.5)	(10.6)	(2.1)
奈良県	18.9	22.3	20.6	18.1	16.4	3.8
(昨年度)	(31.8)	(19.4)	(17.8)	(14.0)	(15.5)	(1.6)
製造業	16.9	24.0	20.1	19.5	18.2	1.3
(昨年度)	(30.1)	(19.3)	(21.7)	(14.5)	(13.3)	(1.2)
非製造業	22.6	19.0	21.4	15.5	13.1	8.3
(昨年度)	(34.8)	(19.6)	(10.9)	(13.0)	(19.6)	(2.2)

設問 4) 従業員の有給休暇について

従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、奈良県は 15.97 日で、昨年度調査より 0.34 日多く、全国と比べると 0.58 日多くなっている。業種別にみると非製造業(16.14 日)が製造業(15.88 日)を 0.26 日上回っている。

平均取得日数は、奈良県では 8.00 日で、昨年度調査より 0.21 日多く、全国と比べても 0.39 日多くなっている。業種別にみると、製造業(8.28 日)が非製造業(7.45 日)を 0.83 日上回っている。

取得率は、奈良県では 52.15%で、昨年度調査より 0.74 ポイント高くなっているが、全国と比べると 0.6 ポイント低くなっている。業種別にみると、製造業(54.2%)が非製造業(48.16%)を 6.04 ポイント上回っている。

図表 10 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率

	令和元年度			平成 30 年度		
	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	取得率 (%)
全国	15.39	7.61	52.75	15.74	7.64	51.16
奈良県	15.97	8.00	52.15	15.63	7.79	51.41
製造業	15.88	8.28	54.20	15.99	8.09	51.42
非製造業	16.14	7.45	48.16	14.95	7.24	51.39

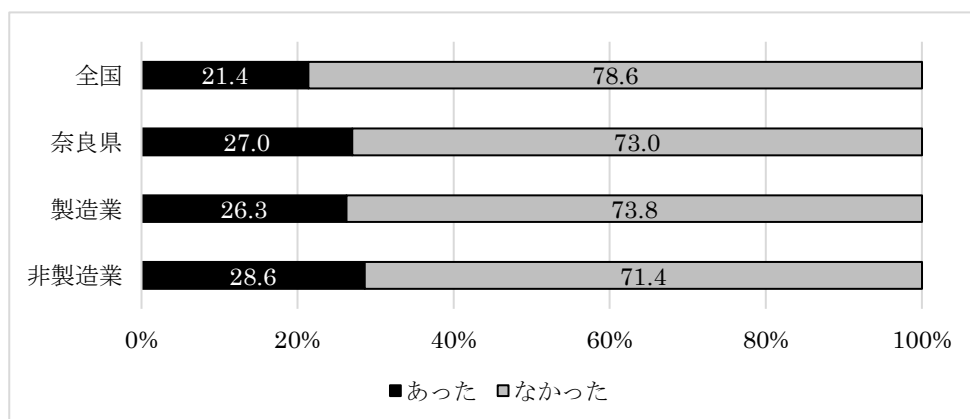
設問 5) 新規学卒者の採用について

①平成 31 年 3 月新規学卒者の採用または採用の計画について

平成 31 年 3 月の新規学卒者の採用の有無について、採用または採用計画が「あった」奈良県の事業所割合は 27.0%で全国より 5.6 ポイント高く、「なかった」は 73.0%で全国より 5.6 ポイント低くなっている。

業種別にみると、採用または採用計画が「あった」と回答したのは製造業では 26.3%、非製造業では 28.6%で、非製造業の方が 2.3 ポイント高い結果となった。

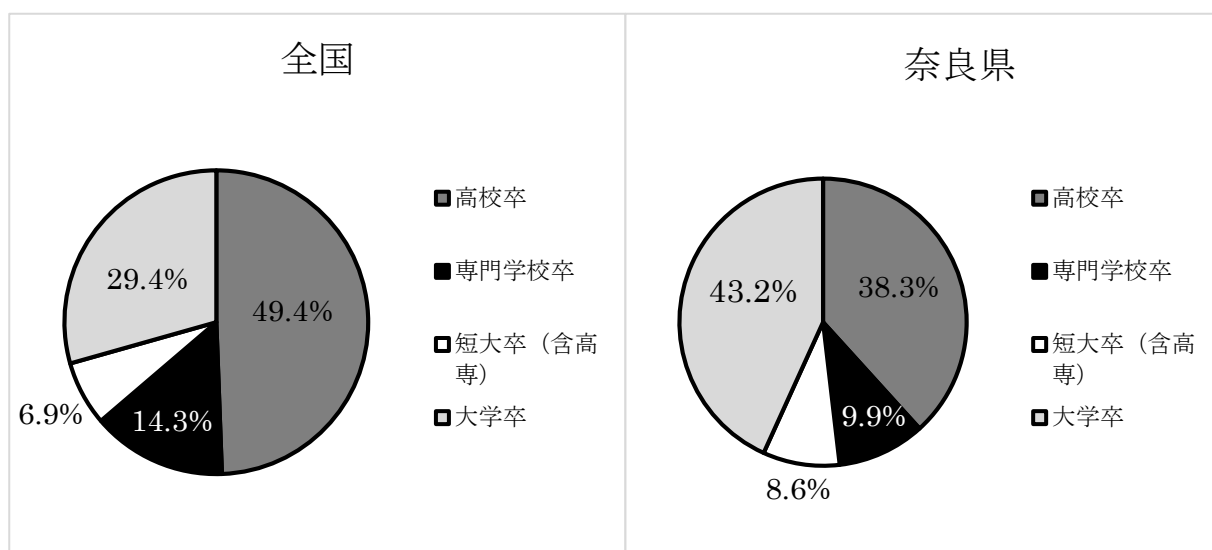
図表 11 採用または採用計画の有無 (%)



① - 1 平成 31 年 3 月新規学卒者の採用実績について

平成 31 年 3 月の新規学卒者の採用実績について、奈良県は「大学卒」(43.2%)で最も多く、次いで「高校卒」が 38.3%、「専門学校卒」(9.9%)、「短大(含高専)」(8.6%)と続いている。全国と比べると「大学卒」が 13.8 ポイント高く、「高校卒」が 11.1 ポイント低くなっている。

図表 12 平成 31 年 3 月新規学卒者の採用実績

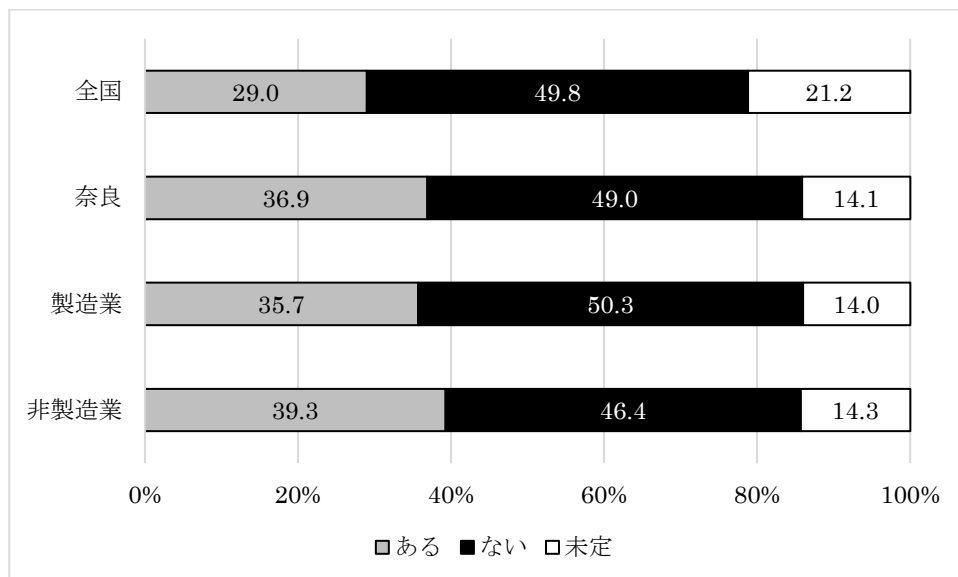


②令和2年3月新規学卒者の採用の計画について

令和2年3月の新規学卒者の採用計画の有無について、採用計画が「ある」奈良県の事業者割合は36.9%で全国より7.9ポイント高く、「ない」事業者割合は49.0%で全国より0.8ポイント低くなっている。

業種別にみると、採用計画が「ある」と回答したのは製造業では35.7%、非製造業では39.3%で、非製造業が3.6ポイント高い結果となった。

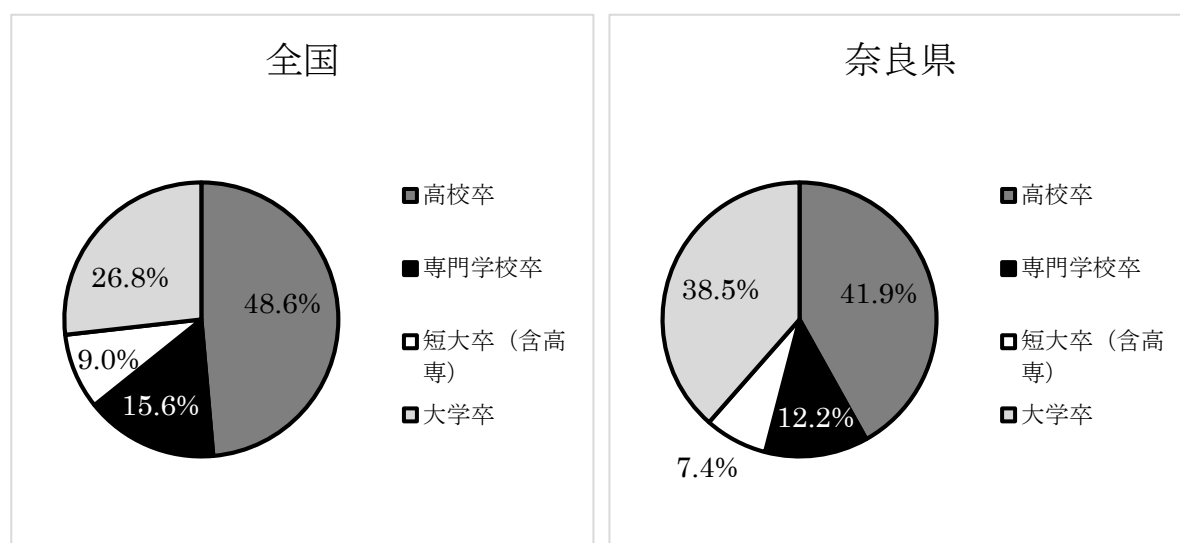
図表13 採用計画の有無 (%)



②-1 令和2年3月新規学卒者の採用計画について

令和2年3月の新規学卒者の採用計画について、奈良県は「大学卒」が41.9%で最も多く、次いで「高校卒」(38.5%)、「専門学校卒」・「短大(含高専)」(12.2%)と続いている。全国と比べると「大学卒」が11.7ポイント高く、「高校卒」が6.7ポイント低くなっている。

図表14 令和2年3月新規学卒者の採用予定と実績 技術系



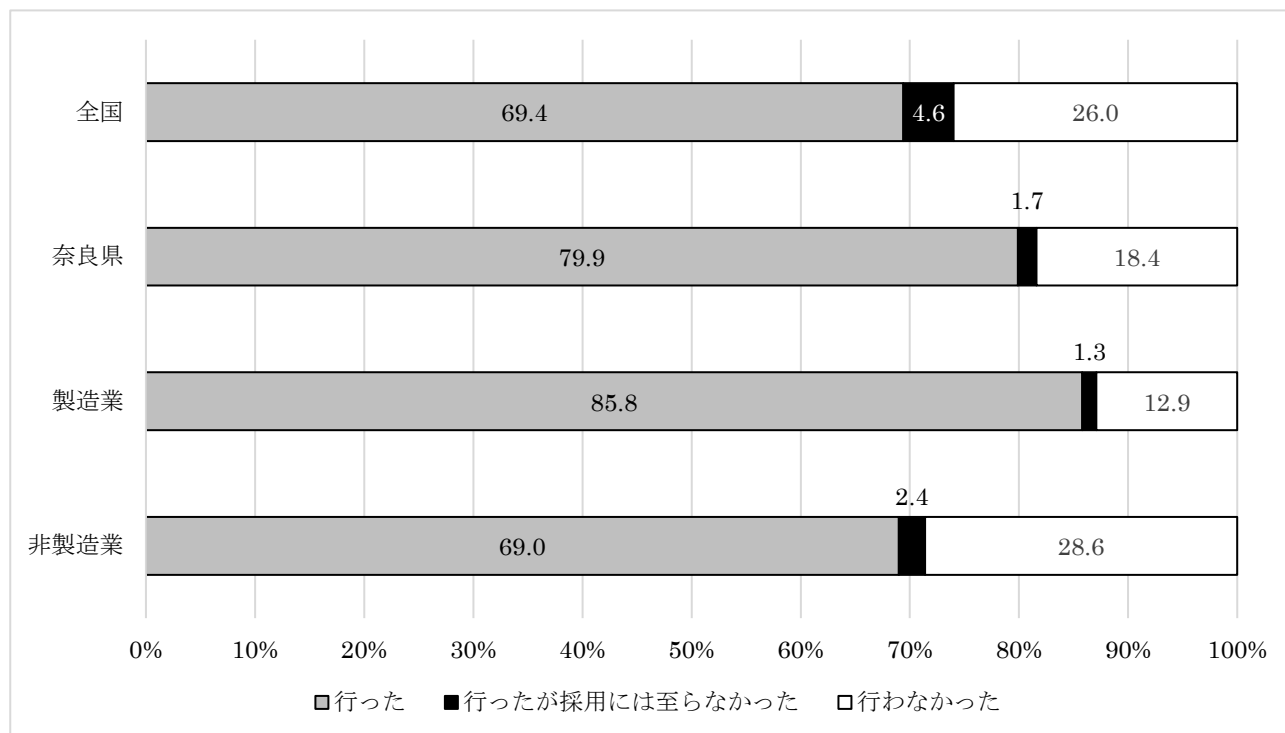
設問 6) 中途採用について

①過去3年間の中途採用について

過去3年間の中途採用について、中途採用を「行った」奈良県の事業所割合は79.9%で全国より10.5ポイント高く、「行ったが採用には至らなかった」事業所割合は1.7%で全国より2.9ポイント低く、「ない」事業者割合は18.4%で全国より7.6ポイント低くなっている。

業種別にみると、中途採用を「行った」と回答したのは製造業では85.8%、非製造業では69.0%で、製造業が16.8ポイント高い結果となった。

図表 15 過去3年間の中途採用への対応 (%)



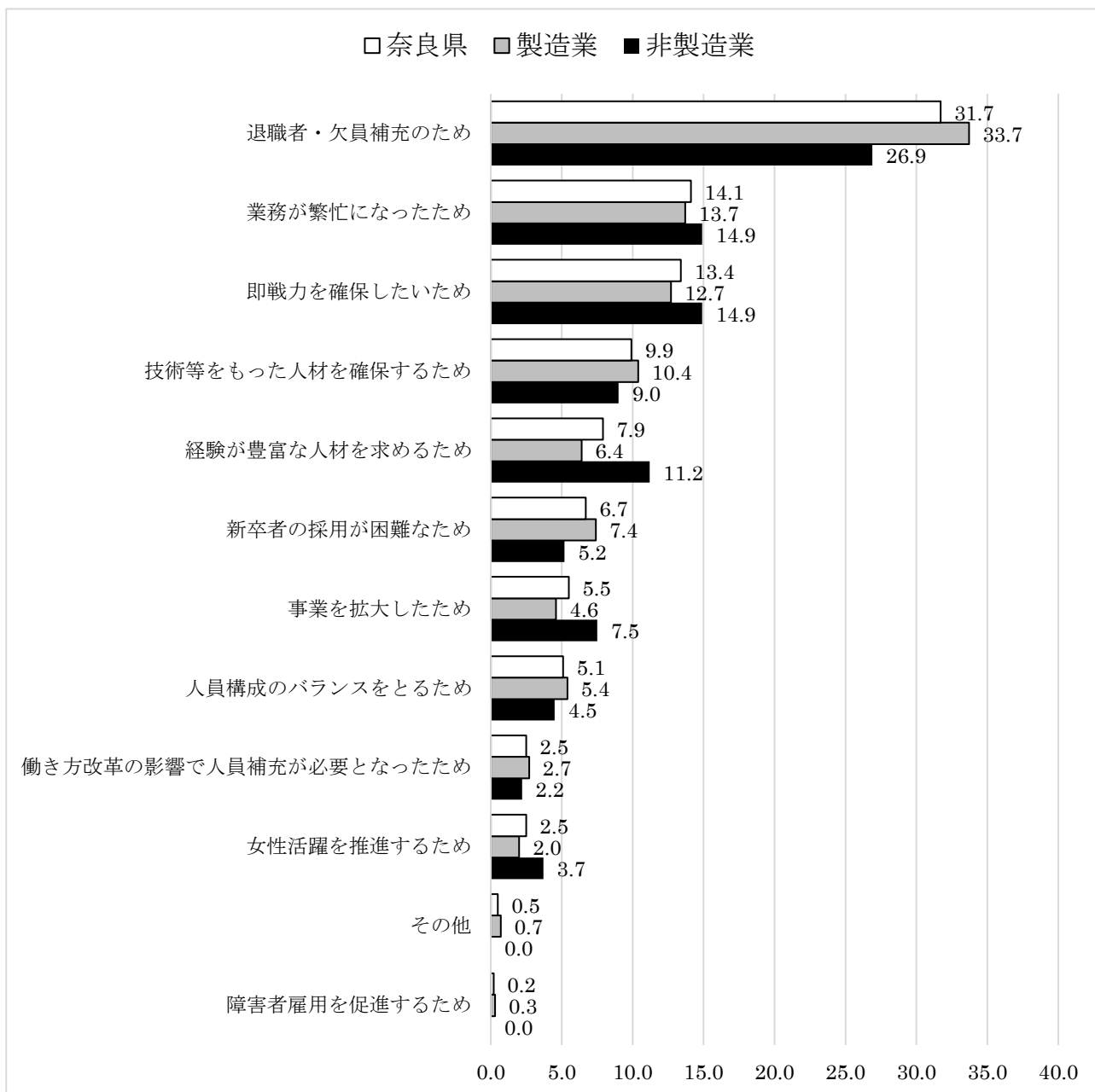
②中途採用（活動）の理由について

同一労働同一賃金への対応については、奈良県は「退職者・欠員補充のため」が31.7%で最も多く、次いで「業務が繁忙になったため」(14.1%)、「即戦力を確保したいため」(13.4%)、「技術等をもった人材を確保するため」(9.9%)と続いている。

製造業では、「退職者・欠員補充のため」が33.7%で最も多く、次いで「業務が繁忙になったため」(13.7%)、「即戦力を確保したいため」(12.7%)、「技術等をもった人材を確保するため」(10.4%)と続いている。

非製造業では、「退職者・欠員補充のため」が26.9%で最も多く、次いで「業務が繁忙になったため」・「即戦力を確保したいため」(14.9%)、「経験が豊富な人材を求めるため」(11.2%)と続いている。

図表 16 中途採用（活動）の理由（%）



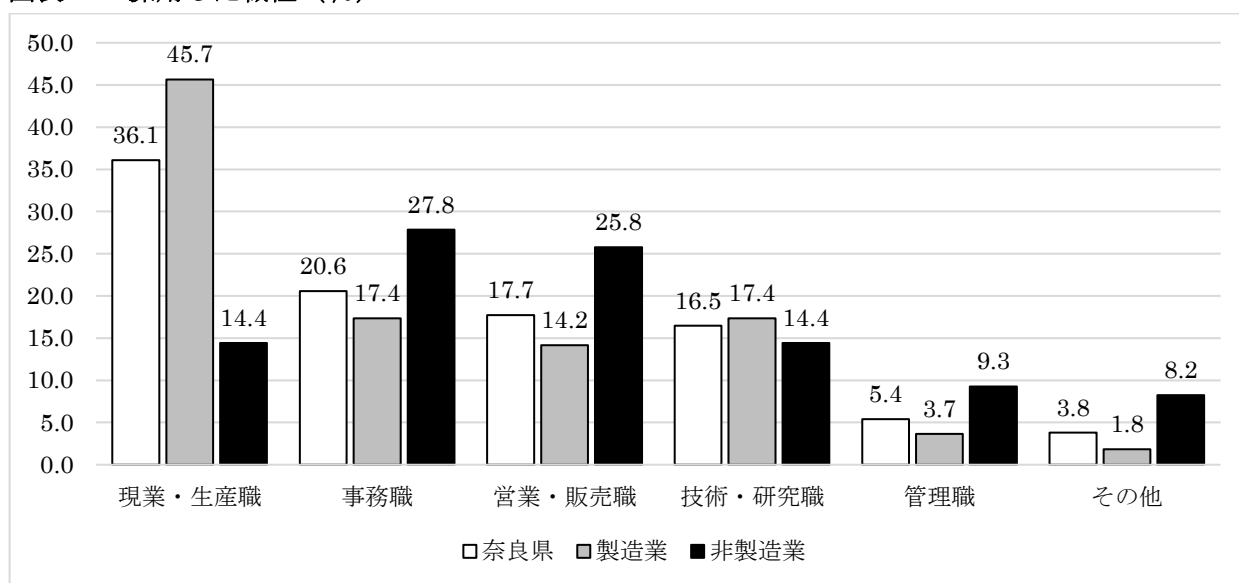
③採用した職種について

採用した職種については、奈良県は「現業・生産職」が 36.1%で最も多く、次いで「事務職」(20.6%)、「営業・販売職」(17.7%)、「技術・研究職」(16.5%)と続いている。

製造業では、「現業・生産職」が 45.7%で最も多く、次いで「技術・研究職」・「事務職」(17.4%)、「営業・販売職」(14.2%)、「管理職」(3.7%)と続いている。

非製造業では、「事務職」が 27.8%で最も多く、次いで「営業・販売職」(25.8%)、「現業・生産職」・「技術・研究職」(14.4%)と続いている。

図表 17 採用した職種 (%)



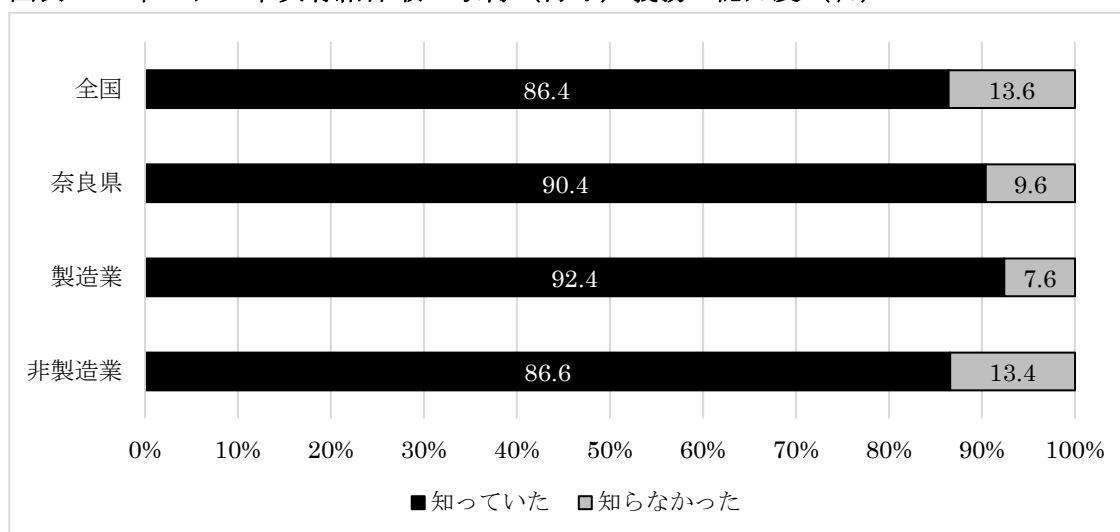
設問 7) 年 5 日の年次有給休暇の取得 (付与) 義務について

①労働者に対する年 5 日の年次有給休暇の取得 (付与) 義務について

労働者に対する年 5 日の年次有給休暇の取得 (付与) 義務、「知っていた」事業所割合は全国で 86.4%、奈良県で 90.4%と全国より 4.0 ポイント高くなっている。

業種別に、「知っている」事業所割合をみると、製造業 (92.4%) が非製造業 (86.6%) を 5.8 ポイント高くなっている。

図表 18 年 5 日の年次有給休暇の取得 (付与) 義務の認知度 (%)



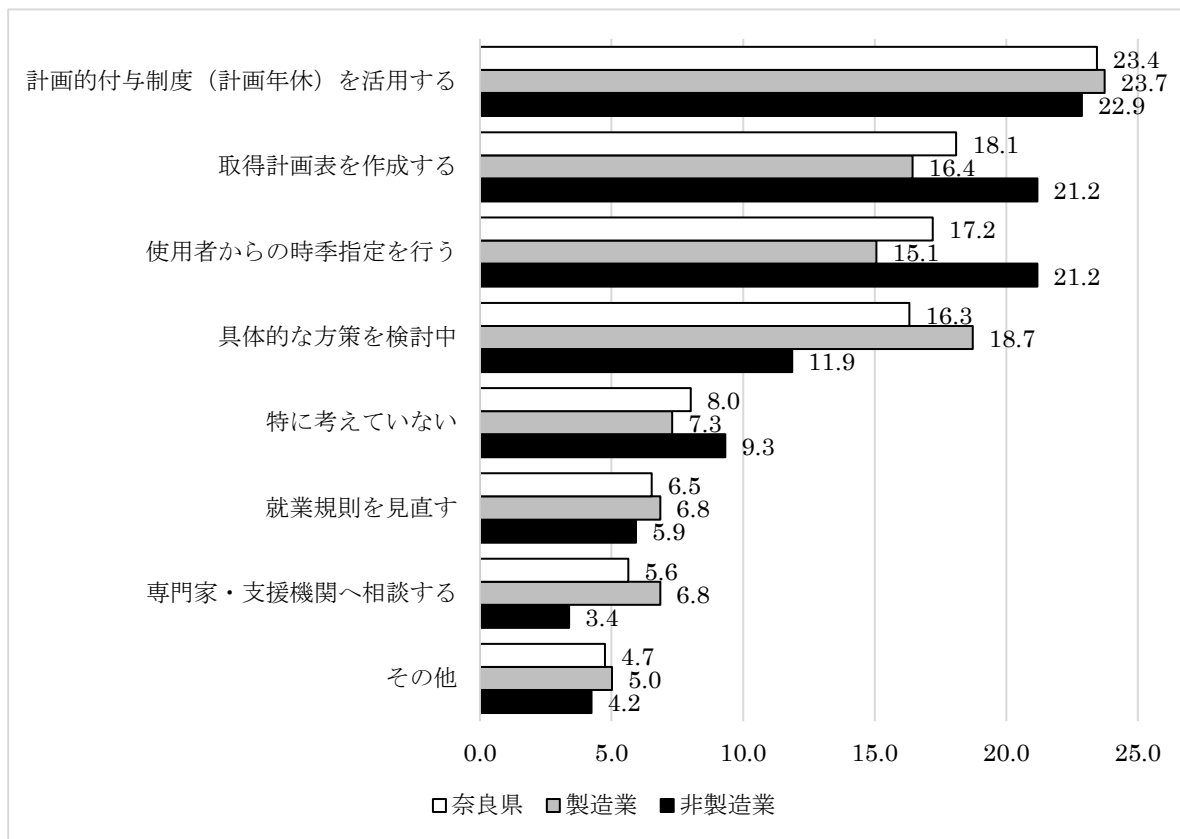
②年5日の年次有給休暇の取得への対応について

年5日の年次有給休暇の取得への対応については、奈良県は「計画的付与制度（計画年休）を活用する」が23.4%で最も多く、次いで「取得計画表を作成する」（18.1%）、「使用者からの時季指定を行う」（17.2%）と続いている。

製造業では、「計画的付与制度（計画年休）を活用する」が23.7%で最も多く、次いで「具体的な方策を検討中」（18.7%）、「取得計画表を作成する」（16.4%）、「使用者からの時季指定を行う」（15.1%）と続いている。

非製造業では、「計画的付与制度（計画年休）を活用する」が22.9%で最も多く、次いで「取得計画表を作成する」・「使用者からの時季指定を行う」（21.2%）、「具体的な方策を検討中」（11.9%）と続いている。

図表 19 年5日の年次有給休暇の取得への対応（%）



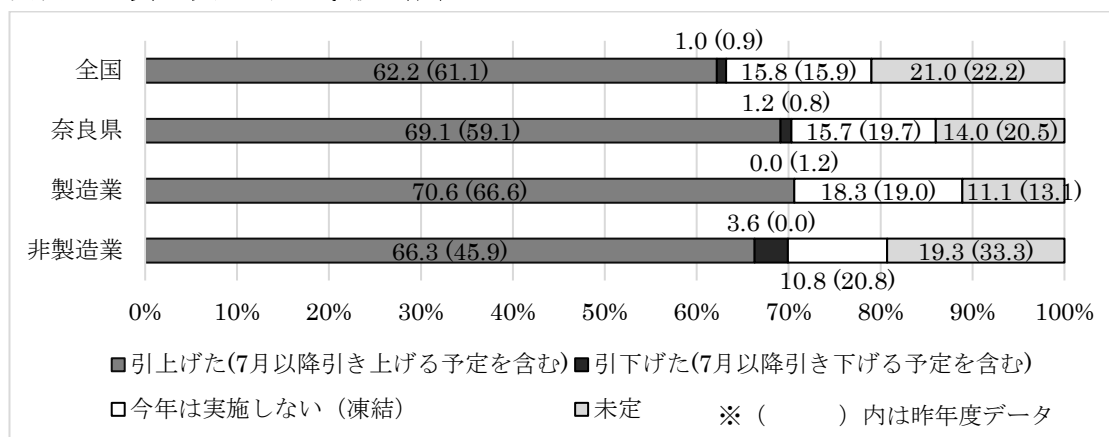
設問 8) 賃金改定について

①賃金改定の実施について

平成 31 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間での奈良県における賃金改定の実施状況は「上げた(7 月以降引き上げる予定を含む)」(69.1%)、「今年は実施しない(凍結)」(15.7%)、「未定」(14.0%)、「下げた(7 月以降引き下げる予定を含む)」(1.2%)と続いている。昨年度調査と比べると「上げた(7 月以降引き上げる予定を含む)」事業所が 10.0 ポイント高くなっており、全国と比べても 6.9 ポイント高い結果になった。

業種別の「上げた」事業所の割合は、製造業 (70.6%) が非製造業 (66.3%) を 4.3 ポイント上回り、昨年度調査と比べると製造業は 4.0 ポイント高くなり、非製造業は 20.4 ポイント高くなっている。

図表 20 賃金改定の実施状況 (%)



①-1 改定後の賃金額について

賃金改定で上げた事業所の「改定後平均所定内賃金」は奈良県 (269,234 円) が全国 (255,568 円) を 13,666 円上回り、引上げ額・引上げ率と比べると奈良県(8,609 円・3.30%)が全国 (7,731 円・3.12%) を上回っている。昨年度調査と比較すると奈良県の引上げ額・引上げ率は、1,142 円・0.44 ポイント増加している。

業種別に、上げた事業所の「改定後平均所定内賃金」は非製造業 (272,233 円) が製造業 (255,692 円) を 16,541 円上回り、引上げ額・引上げ率と比べても非製造業(7,816 円・2.87%)が製造業 (8,946 円・3.50%) を上回っている。

図表 21 改定後の賃金額・引き上げ額・引上げ率

	改定後平均所定内賃金 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
全国	255,568	7,731	3.12
	(253,986)	(7,555)	(3.07)
奈良県	269,234	8,609	3.30
	(268,741)	(7,467)	(2.86)
製造業	255,692	8,946	3.50
	(259,960)	(5,768)	(2.27)
非製造業	272,233	7,816	2.87
	(303,868)	(14,263)	(4.92)

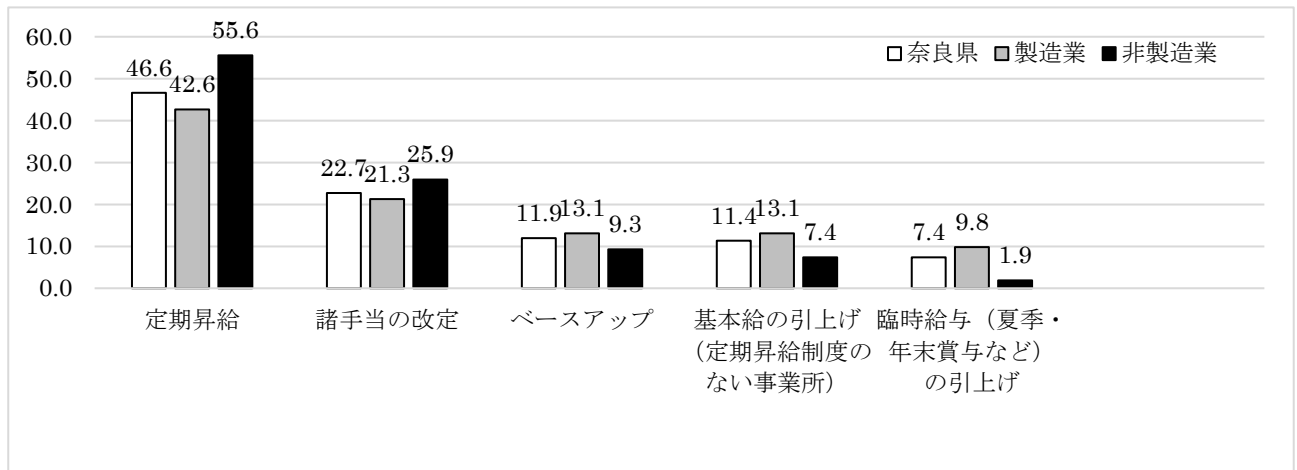
②賃金改定の内容について

賃金改定の内容については、奈良県は「定期昇給」が46.6%で最も多く、次いで「諸手当の改定」(22.7%)、「ベースアップ」(11.9%)と続いている。

製造業では、「定期昇給」が42.6%で最も多く、次いで「諸手当の改定」(21.3%)、「ベースアップ」・「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」(13.1%)と続いている。

非製造業では、「定期昇給」が55.6%で最も多く、次いで「諸手当の改定」(25.9%)、「ベースアップ」(9.3%)と続いている。

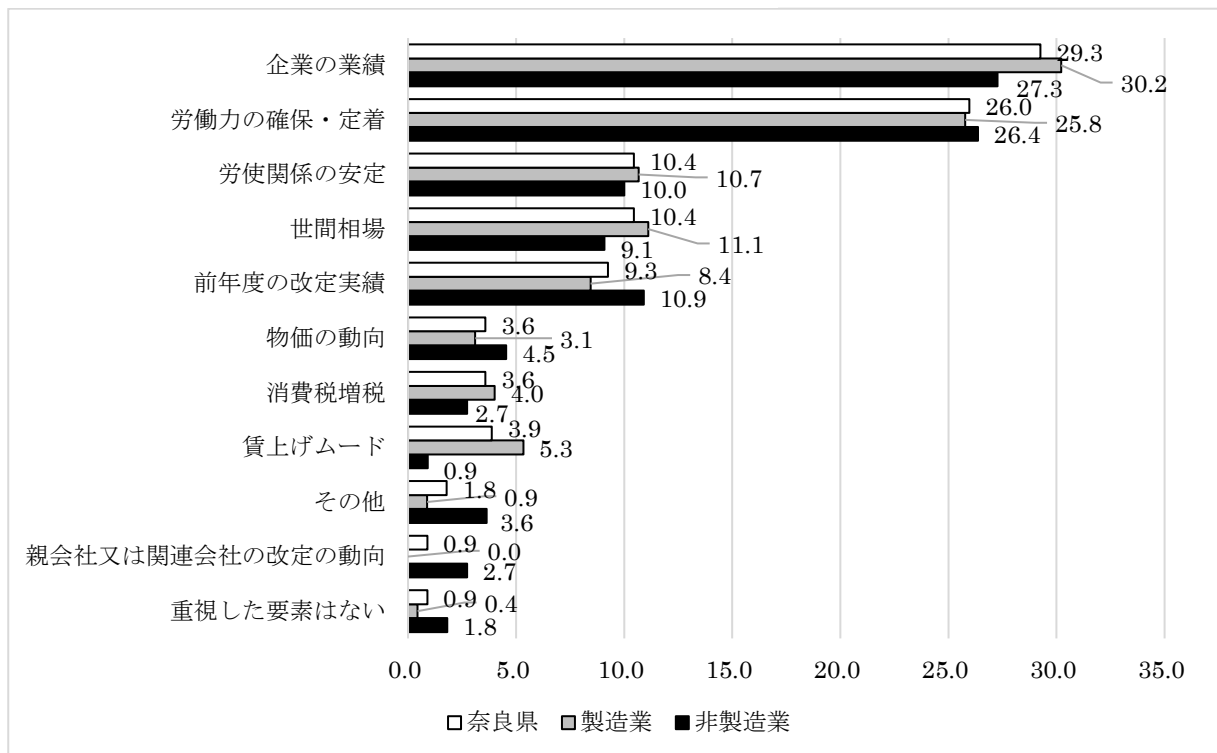
図表 22 賃金改定の内容 (%)



③賃金改定の決定の要素について

賃金改定の決定の際にどのような要素を重視したかについては、奈良県全体では「企業の業績」が29.3%で最も多く、次いで「労働力の確保・定着」(26.0%)と続き、製造業および非製造業においても同順位となっている。

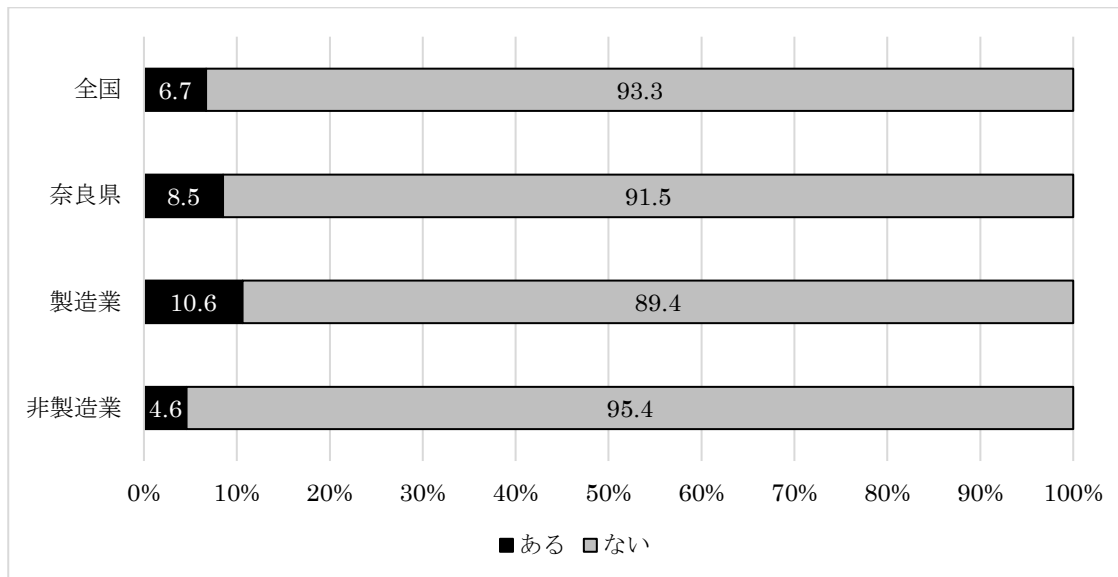
図表 23 賃金改定の決定の要素 (%)



設問 9) 労働組合の有無について

労働組合が「ある」事業所割合は奈良県（8.5%）が全国（6.7%）を 1.8 ポイント上回っている。
業種別に、「ある」事業所割合をみると、製造業（10.6%）が非製造業（4.6%）を 6.0 ポイント上回っている。

図表 24 労働組合の有無（%）



Grid for entering codes: 都道府県コード, 事業所コード, 地域コード

(左欄は記入しないでください。)



令和元年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和元年 7月 1日 調査締切：令和元年 7月 19日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。(7月1日現在でご記入ください。)
- ◇お問合せ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せ先は、下記までお願いいたします。調査票は7月19日までにご返送ください。

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称	記入担当者名																								
所在地 (〒 -)	電話番号 -																								
	FAX番号 -																								
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	<table border="0"> <tr> <td>1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業</td> <td>12. 総合工事業</td> </tr> <tr> <td>2. 繊維工業</td> <td>13. 職別工事業 (設備工事業を除く)</td> </tr> <tr> <td>3. 木材・木製品、家具・装備品製造業</td> <td>14. 設備工事業</td> </tr> <tr> <td>4. 印刷・同関連業</td> <td>15. 卸売業</td> </tr> <tr> <td>5. 窯業・土石製品製造業</td> <td>16. 小売業</td> </tr> <tr> <td>6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業</td> <td>17. 対事業所サービス業</td> </tr> <tr> <td>7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業</td> <td rowspan="3">物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等</td> </tr> <tr> <td>8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業</td> </tr> <tr> <td>9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業</td> </tr> <tr> <td>10. 情報通信業</td> <td>18. 対個人サービス業</td> </tr> <tr> <td>[通信業、放送業、情報サービス業、インターネット]</td> <td>19. その他</td> </tr> <tr> <td>[付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業]</td> <td>(具体的に：)</td> </tr> <tr> <td>11. 運輸業</td> <td></td> </tr> </table>	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	12. 総合工事業	2. 繊維工業	13. 職別工事業 (設備工事業を除く)	3. 木材・木製品、家具・装備品製造業	14. 設備工事業	4. 印刷・同関連業	15. 卸売業	5. 窯業・土石製品製造業	16. 小売業	6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	17. 対事業所サービス業	7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等	8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業	9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業	10. 情報通信業	18. 対個人サービス業	[通信業、放送業、情報サービス業、インターネット]	19. その他	[付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業]	(具体的に：)	11. 運輸業	
1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	12. 総合工事業																								
2. 繊維工業	13. 職別工事業 (設備工事業を除く)																								
3. 木材・木製品、家具・装備品製造業	14. 設備工事業																								
4. 印刷・同関連業	15. 卸売業																								
5. 窯業・土石製品製造業	16. 小売業																								
6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	17. 対事業所サービス業																								
7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等																								
8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業																									
9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業																									
10. 情報通信業	18. 対個人サービス業																								
[通信業、放送業、情報サービス業、インターネット]	19. その他																								
[付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業]	(具体的に：)																								
11. 運輸業																									

設問 1) 現在の従業員数についてお答えください。

① 令和元年 7月 1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計	（うち常用労働者）	常用労働者数	
男性	人	人	人	人	人	人		男性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人		女性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	前年比	増・不変・減	

[注] (1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
(2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含まれます。
① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
③ 事業主の家族で、貴事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
(3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1 つだけに○)

1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7月以降引上げる予定	5. 7月以降引下げる予定	6. 未定

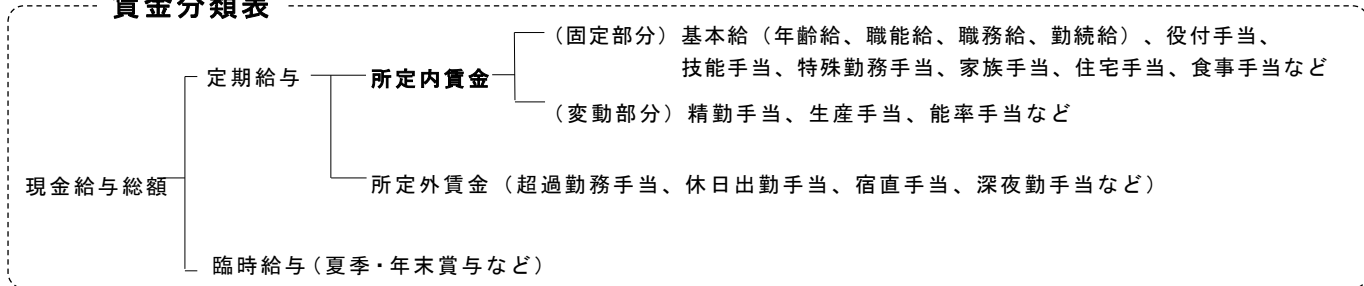
※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1の質問にお答えください。

①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参考ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員 1 人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金 (A)	改定後の平均所定内賃金 (B)	平均引上げ・引下げ額 (C)
人	円	円	円

- 〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。
- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
 - ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
 - ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1 ページ目の設問 1 の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表



※ 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた(7月以降引上げ予定)事業所のみお答えください。

② 賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給	2. ベースアップ	3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定	5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	

- 〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
- (2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績	2. 世間相場	3. 労働力の確保・定着	4. 物価の動向	5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向	7. 前年度の改定実績	8. 賃上げムード	9. 消費税増税	
10. 重視した要素はない	11. その他()			

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(1 つだけに○)

1. ある	2. ない
-------	-------

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7月19日までにご返送ください。